

経済安全保障ワーキンググループ（第2回）

議事録

1. 日時

令和6年3月12日（火）10：00～12：00

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、神保謙（慶應義塾大学 総合政策学部 教授／公益財団法人 国際文化会館 常務理事）、田島正広（弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー）、手塚悟（慶應義塾大学 環境情報学部 教授）、根本直子（早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授）、

オブザーバ：

内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、五十嵐電気通信技術システム課長、金坂電気通信技術システム課企画官、山路国際戦略局参事官、堀川投資審査室長、岡崎多国間経済室長、渡部事業政策課市場評価企画官、小杉事業政策課課長補佐

【山本主査】 それでは、時間になりましたので、ただいまから、経済安全保障ワーキンググループの第2回会合を開催いたします。

本日は、皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、WEB会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、WEB会議システムによる傍聴となります。

まず、開催に当たりまして、事務局より、留意事項の御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。本日は、ウェブ会議による開催のため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

資料については、資料2-1から資料2-6まで及び参考資料2-1となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

【山本主査】 それでは、本日の議事に入ります。本日は、資料2-1のとおり、事業者ヒアリングを行います。時間が限られておりますので、まずは5社続けてプレゼンを実施していただき、後ほど、まとめて質疑・意見交換の時間を取らせていただきます。プレゼンの時間につきましては、各社、最大10分、厳守でお願いしたいと思います。

それでは、まず、日本電信電話株式会社（NTT）様より、説明をお願いします。

【NTT】 NTT経営企画部門長、服部でございます。それでは、これから説明させていただきます。

本日は、発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。外資規制に関する基本的考え方ということで、電気通信事業者をどう捉えていただくべきかということをお話して、後段、今後の規制の在り方について、見解を述べさせていただきます。

まず、通信事業者をどう捉えるかという観点でございます。外資規制の検討に当たっては、経済安全保障の観点から、通信の安定的提供の確保と通信事業者が保有・管理する様々な情報の安全性確保、この両面を考慮すべきと考えています。通信手段については、かつて固定電話が独占していた時代からモバイル中心にシフトしておりまして、利用者の実態を踏まえた経済安全保障の検討が必要と考えております。ここにも挙げているとおり、東西の固定電話は今や1,350万契約まで減少している一方で、モバイル通信に関しては約2.1億の契約ということで、数の点でも今は大きな差がついてきておりまして、モバイル通信が利用者の中心になっているということかと考えています。

通信の安定的提供の観点では、NTT東西が提供する光ファイバですとか線路敷設基盤を引き続き安定的に提供していくことは引き続き重要であるとは考えていますが、さらに、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクといったモバイル事業者のコアネットワークや基地局はモバイル事業者自身が構築・保有しておりまして、これらの設備についても安定的に提供を確保することが必要と考えています。

一方で、通信事業者が保有管理する情報の安全性確保という観点では、NTT東西だけではなく、約2.1億のモバイルユーザーの顧客情報等の安全確保が必要であると。特に情報通信は、他のインフラ産業とは異なって、ネットワークの中を流れる通信の内容・履歴、位置情報等、極めて重要な情報を扱っていることを考えますと、他のインフラ産業以上に強固な安全確保を行うべき産業というふうに考えています。また、IoTがさらに進展することで、今申し上げたような傾向というのはさらに強まっていくと考えております。こうしたことを考えますと、モバイル事業者もNTT東西と同等の規制で外資から守る必要があるというのが、通信事業者の経済安全保障上の捉え方だと考えています。

次のスライド以降で事例を幾つかお話しさせていただきます。

スライド2は、利用者の方のアンケート調査でございます。日常会話で最も多く使う通信手段は何ですかということで、友人、家族、仕事関係、いずれも固定電話での通話によるコミュニケーションというのは10%ないしはそれ未満になって、非常に大きな割合を、携帯電話を利用した、通話、メッセージ、メールといった通信手段が大半を占めているというのが実態でございます。

さらに、スライド3は、安全保障上、守るべき設備・情報という観点で、今、どういう形で通信サービスが提供されているかということを図示したものでございます。現在、外資規制の対象になっているNTT東西が保有する設備というのは、管路・とう道等や光ファイバといった、携帯事業者さんが保有なさる設備の間を挟むような、土管に当たるところを光ファイバ含めて提供しているわけですが、実際、モバイルの通信サービスを提供するに当たっては、設備的にも携帯事業者各社さんが整備されているコアネットワークですとか顧客情報管理システム、一方、基地局以降のお客様にアクセスをして届く部分の設備が合わさって初めて通信が提供できるということでもありますし、これら携帯事業者が所有なさる顧客情報管理システムの中で非常に重要な情報が管理されているという状況でございます。

次のスライドです。さらに、設備という観点で考えましても、これは日本全国の電柱の

本数で、そこにNTT東西が添架する電柱ということで、本数を数えたものでございます。総数の面でも、私どもが持っている電柱の数の倍ぐらいは、実際は電力会社さんが保有なさってしまっていて、私どもはそういった電柱に添架させていただいて設備を維持しているというのが現状でございます。実際の保有比率では35対65、通信整備に利用しているのは48対52ぐらいの利用比率ということで、電力会社さんを含めて、他事業者様が持っている設備も含めて、これが組み合わさってサービスが提供されているという実態でございます。

スライド5は、通信事業者が保有・管理する情報を大まかにマッピングしたものでございます。従前、固定電話のみであった頃は、固定電話の通話内容・履歴というものが保有する情報の全てであったわけですが、その後、ブロードバンド、モバイルと通信の利用の在り方が多様化・高度化するにしたがってデータ通信として企業間の機密データや個人における決済情報等が流通するようになり、さらに、モバイルの利用によって、位置情報といった、今までにない情報が各事業者のほうで管理されているというのが実態でございます。これらの情報は通信の秘密として法的には保護されていますが、技術的には通信事業者による目的外利用または通信内容の傍受が可能でございまして、懸念国・懸念企業といった不適切な主体の支配下に入った場合には、これらの情報の保護が確保されなくなる、あるいは危機にさらされるというようなりスクがあると考えております。

スライド6は、あくまで例として、電気通信事業者の情報が悪用された場合にどんなことが想定し得るかということを示したもので、こういうことが起こるかどうかは可能性の問題だとは思いますが、例えば、国家安全保障に関わる重要拠点に頻繁に出入りする人物を位置情報から割り出して、その人物の通信を傍受するとか、軍事関連の営業秘密を持つ社員の通信を傍受する。あるいは、先端産業の社員の通信を傍受して、先端技術情報を盗み取ろうとする。基幹インフラ会社の社員の通信を傍受して、基幹インフラの機能停止を可能とする技術情報を盗み取ろうとする。政府関係者の通信傍受によって、国家機密情報を窃取しようとする。あくまで一例ですけども、このようなことが意図を持って行われる可能性は否定できないということです。

スライド7は、通信事業者における情報の重要性ということで、インフラをつかさどる会社は、それぞれの業界、通信、電力、ガス、石油、上下水道、鉄道とありまして、それぞれのサービスを提供するとともに、そのお客様情報を管理しているわけですが、一方で、通信事業者の特殊性といたしまして、このお客様情報に加えて、通信サービスを

提供する中で、通信内容や履歴ですとか、データ通信、位置情報といった、他の産業にも非常に影響が大きく、情報そのものについても、流用によるリスクが非常に大きい情報を取り扱っているという特性があり、他のインフラ事業者に比べても重要性が高いと考えています。

スライド8は、現在の規制の在り方でございます。経済安全保障に関する様々な仕組みについては主要通信事業者全てを対象としていますが、投資総量規制と外国人役員規制については、特殊法人法でNTTだけを規制しているという状況でございます。一方で、他のインフラ産業に関しては、総量規制のある業界・ない業界があるのですが、総量規制に関しては放送法等の事業法で規定されておりまして、あくまで業界単位に総量規制が必要か、そうでないかという判断がされていると考えています。それと比べますと、特殊法人法でNTTだけを規制している状況というのは、他のインフラ産業と比べても、ややバランスを欠いていると考えております。

スライド9からは、今後の外資規制の在り方についての考え方でございます。まずは、安全保障上、守るべきものは何なのか、時代の変化を捉えて、通信業界全体を見て、特別な外資規制の対象について検討して、その上で法体系の実現手段や規制対象を整理していくべきだと考えております。実現に当たっては、実現ハードルの高さから実現に時間を要するといったことも想定されるとは思いますが、あくまで、あるべき経済安全保障の確保を目指すべきだ。あくまで何を守るべきかという議論が先行して、その上で、実現手段は、場合によっては時間をかけて実施していくべきだと考えています。

スライド10は、国内外の規制の状況でございます。海外では、総量規制ではなく、不適切な影響の排除に焦点を当てた個別審査を強化する潮流があると認識しています。近年、通信事業者に対する安全保障上の脅威が拡大してしまっていて、これは、2022年のウクライナ侵攻、さらに地政学の状況が一変して、懸念国・懸念企業からの不適切な情報の排除については、今まで以上の危機感を持って見られているという状況かと思えます。一方で、政府としては、海外からヒト・モノ・アイデアを積極的に呼び込んで、対内直接投資残高100兆円を目指すというような方針が示されておりまして、我が国においてもこの両面を踏まえた経済安全保障の強化が必要で、第二次国家安全保障戦略においても、「投資審査のさらなる強化について具体的な検討を進める」と、明記されています。以上を踏まえ、外国からの投資を促進しつつも不適切な支配を防止するという観点では、個別の投資審査の強化が適切な方向性だと考えています。また、こうした方向性というのは、20

02年に総務省情報通信審議会から第二次答申として示された方針の中でも「基本的に個別投資審査規制の方向を目指すべき」と問題提起されておりますので、これまでの検討の経緯からも整合していると考えております。

スライド11は、総量規制に関するNTTの考え方でございます。電気通信における総量規制は、WTO協定の趣旨も踏まえて世界的に廃止するのが原則ですが、日本ではNTTへの総量規制のみ例外として留保されています。しかし、留保された規制も漸進的に自由化するべきであるという位置づけですので、定期的に交渉を行うのが本来の姿かと思えます。加えて、その後の通信市場や技術の進展に伴って、通信手段は固定電話からモバイルに中心がシフトしておりまして、安全保障上、電柱・管路等の線路設備のみならず、データやモバイルの設備情報も非常に重要な対象物になっておりますので、NTTのみを特別に規制する合理性は失われていると考えております。また、総量規制は日本として積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまうような枠組みですので、NTTに対するマーケットから見た魅力は毀損されるものと考えておりまして、こうした両面を踏まえますと、近年の情報通信の安全保障上の懸念の高まりに鑑みて、主要通信事業者を対象に、懸念国や懸念企業の支配力強化を排除する、個別投資審査の強化を検討するのが適切な方向性だと考えています。仮に、安全保障上、総量規制を残すということであれば、国際的な枠組みに配慮しつつ、主要通信事業者全てを対象とする法律で実現できる内容を検討すべきだと考えています。

スライド12は、通信事業者に対する外資規制の具体的な補強手段として、例を挙げたものでございます。外為法のコア事業者にさらに重要な事業者に絞り込んで、コア中のコア企業と位置づけて上乘せ基準を撤廃するとか、外為法の運用で、主要通信事業者に対して、外資総量が一定となる場合に厳しい審査を実施するとか、外為法以外にも、電気通信事業法において、主要通信事業者に対して、外資総量が一定以上となる場合の審査を規定するとか、これらは一例ですし、組み合わせる方法もあるかと思いますが、フィージビリティのある補強手段もあるかと考えております。

スライド13は、外国人役員に関する規制の考え方でございます。今回、外国人役員規制を緩和していただいたことは当社の事業運営の機動性向上に資するとは考えておりますが、経済安全保障の観点では、外資規制と同様に、当社だけでなく、主要通信事業者全体をスコープとして議論することが必要だと考えております。今後、当該規制のさらなる緩和や撤廃について議論していただく際には、電気通信事業法や経済安全保障推進法、様々

な法令も広く検討した上で、主要通信事業者全体を対象とする枠組みを検討いただくべきだと考えております。また、経済安全保障という同じ観点からの検討でございますので、外国人役員規制は、外資規制の議論も踏まえた上で、その両者の組合せによって検討すべきものだと考えております。

スライド14は、参考に、政府による株式保有義務に関する当社の考え方をお示したものです。従前から申し上げているとおり、保有義務が撤廃された後に、実際に株式を保有し続けるか、売却するかは政府の御判断で、私どもとしてはコメントを申し上げる立場にはないと考えております。一方で、諸外国においても特殊会社法を廃止した後も政府が株式保有を継続している事例もございますので、こうしたものも選択肢の一つではあるかと考えております。

スライド15は、参考に各国の制度を事例としてまとめたものですので、別途、お目通しいただければと思います。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございました。

次に、KDDI株式会社より、説明をお願いいたします。

【KDDI】 KDDIの岸田でございます。よろしくお願いいたします。資料に沿って、説明させていただきます。

1ページ目は、基本的な我々の考え方について、書いております。国民負担で構築されて、固定・モバイルをはじめとした全ての通信の基盤となっている「特別な資産」、これは後ほど改めて御説明しますが、これをNTTさんは保有されております。これがありますので、NTTさんに対しては、特殊会社として、安全保障、公正競争、ユニバーサルサービスといったことを確保するための特別な規制というのは必要だろうと。すなわちNTT法が有効であると考えておきまして、基本的な考え方を1枚で表すということでございます。この中身について、説明させていただきます。次のページをお願いします。

NTTさんの「特別な資産」ということを申し上げましたけれども、ここの保全が大事だということなんです、これはなぜかということです。NTTさんの「特別な資産」というのは、光の通信サービスであるとか、先ほど、情報がたくさん流れているという、NTTさんからプレゼンでありましたけれども、モバイルも含めて、全てのネットワークの基盤になっています。日本の通信の根幹だということです。この図を見ていただくと、一番下に線路敷設基盤と書いております。これを見ていただくと、例えば、モバイル通信とい

うのは無線通信と言われますけども、これも、先ほどNTTさんの3ページ目で、すばらしい図がありましたが、ここで光ファイバが後ろに組み合わさっていて、ここの保全が大事だとおっしゃっていただきました。このとおり、携帯電話というのは、一番上のレイヤーに書いておりますけども、真ん中に光ファイバ、基地局の後ろにあって、この光ファイバが一番下の段の線路敷設基盤の上に乗ることで作られているということです。ですから、ここは親亀と子亀のような関係でして、例えば、親亀がどこかの国にコントロールされて持っていかれてしまう、あるいはなくなってしまうということがあると、子亀は意味がなくなってしまう。そういう意味で、この親亀のところがすごく大事である。これを高速道路に例えますと、高速道路の上に物流があって、日本の経済は成り立っているおり、物流をどう確保するかは大事だけれども、高速道路がなかったらどうにもならないというのと同じことです。基盤、土台ですので、ここをどうやって特別に守っていくかということが、他の通信会社と同等ということではなくて、他の通信会社の情報を守ることも大事ですけれども、ここの土台をどう守っていくかということがより大切。そういう意味では同等ではないです。より重要だということを知りたいと思います。そしてまた、ここの絵で表しておりますのは、左から右に矢印で流しておりますけども、時代が変わって、「従前より変わらない」と上に書いていますが、どちらかというと、むしろいろんな通信手段の土台になっていて、今のほうがより重要になっている。この線路敷設基盤の重要性はとも高まっていると考えております。

線路敷設基盤のところに、土地、局舎、とう道、管路、電柱、光ファイバとありますけれども、改めて、今までもプレゼンしておりますけども、NTTさんの光ファイバの設備シェアは74%ぐらいと言われております。これがとても多くの事業者のベースになっている。この光ファイバが、下の段の電柱だとか管路を通して、あるいは、とう道を通して、NTTさんの局舎に行く。NTTさんの光ファイバというのは全て、NTTさんの局舎につながっているわけです。だから、この局舎が確保されることはとても大事です。ですので、電柱は電力さんのものもありますけれども、総合的に線路敷設基盤全体を見ていただいて、これが大事だということをもう一度補足させていただきます。

3ページ目です。とう道についてですが、これは極めて重要なインフラだと思っています。右側の文字の赤い所を見ていただくと、長さは652キロで、その半数、290キロが東京の地下に張り巡らされていると。これは、地下深いところにありますから非常に頑強で、しっかり確保されているもので、有事の際にも非常に有効なものだと思っています。

す。地下50メートルと書いております。下のほうに書いてますけども、とう道の詳細な場所だとか入口は、ケーブル切断といったテロ行為を防ぐために非公開になっていて、24時間365日、厳戒な監視体制が敷かれていると書いておまして、これはNTT東日本さんのホームページから引用させていただいたものですが、このようにNTTさんも御説明されていて、非常に重要な資産であるということは御理解いただけるかと思えます。

次のページ、お願いします。

今、最後に申し上げたような、有事・災害のときに通信役務をどう確保するかということです。これは、平時だけではなくて、国民生活が脅かされるような非常事態、こういったときにも通信役務が確保されるように、国がコントロールできる仕組みというのは必要だということです。ですので、今、NTT法第4条にある政府による株式保有、3分の1を保有するというのがありますけど、これは維持すべきだと考えております。

5ページ目は、総量規制です。外国の影響力に対する経営の自主性の確保というのは不可欠と考えておまして、これは外為法だけでは実現できないと。NTT法との組合せで確保すべきであるということで、これもNTT法第6条に書かれています総量規制というのがありますけれども、外資に対する総量規制は維持すべきだと考えております。

次に、少し繰り返しになりますが、左側の総量規制、「NTT法の目的は、業務・責務の適切な遂行・履行の担保のため、外国の影響力に対する経営の自主性を確保すること」ということになっていて、これは前回のこのワーキンググループの総務省の資料でも書いていただいているとおりです。こういうことになっているということです。

次に右側です。外為法の目的は、「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって（略）我が国経済の健全な発展に寄与すること」ということを目的としておまして、ここは左側のNTT法の目的と趣旨が違っている。こちらはどちらかというと、経済発展というところをどう健全に行うかというところを主眼に行っている。その上で、1%規制といったもの、あるいは事前届出といったものがある。個別審査をやるというものがあるということで、目的が違うということを御理解いただければと思います。

6ページ目は、外国人役員規制です。ここは、国際競争力強化のためということで、安全保障を損なわない規制緩和には、我々も賛同しております。NTT法の緩和の効果・影響については、総務省で検証いただくことが必要と考えております。資料に（*）で書いておりますが、安全保障ということがありますので、「3分の1未満であれば、外国人も取

締役や監査役に就任が可能」との緩和の案が今出ていますけど、それはいいのではないかと。ただ、検証が要ると考えております。

7 ページ目は、他の電気通信事業者に対する規制ですけれども、過去の経緯を遡ってみると、日本というのは、WTOの主要メンバーであって、自由貿易の推進に大きな貢献を果たすと同時に、外資規制も緩和してきた。ただ、安全保障のためにNTTさんの外資規制は留保したということがあります。これは、先ほど冒頭で御説明したとおり、国民負担でつくった「特別な資産」、通信の全ての根幹をお持ちだということで当時判断されたのではないかと理解していますが、このときに、NTTさんについては3分の1ということでは。海外投資促進という観点から他の事業者については規制なしということにして、全体としては海外投資を促進していくような政策が取られているということです。そういう意味では、今あるNTT法の規定を手放して、外為法で強化するというのは合理的ではない。どうせ「特別な資産」のところは特別な規制がプラスアルファで必要ですから、今あるものをそのまま活用すべきではないかと。そして、他の事業者については、NTTさんと同じようなことをしないで、ちゃんと外国からの投資促進を確保すべきだと思っております。

下のほうは今申し上げたことが書いております。

8 ページ目のまとめに行く前に、10 ページ目、外国の株式取得事例を先に少し説明させていただきます。

10 ページ目は、WTO体制で世界中やっているわけですが、最近の動きとして、特筆すべき点ということで、参考に載せさせていただきました。これはいずれも、ドミナントの通信事業者、元国営の事業者、あるいは今も国営もあるかもしれませんが、そこへの国の関与です。海外からの買収がかかったときに、国が関与して、コントロールされていると。法律がどうかというのはあるのですが、安全保障の状況が昨今変わってきているので、こういう動きが出ているということは、御認識いただきたいと思えます。特に日本は、繰り返しになりますが、通信基盤をNTTさんが独占的に所有されていて、これが全ての根幹という状況、ここの特殊性を考慮して、他の国との比較は行うべきだと考えております。

戻っていただいて、8 ページのまとめでございます。本日お話しした内容をまとめますと、NTTさんというのは、国民負担で構築した「特別な資産」を保有していて、有事・災害に対応できるよう、国のコントロール権の確保、通信主権の確保の観点から、NTTさんの特殊会社としての位置づけを維持すべきであると考えております。したがって、

今ありますNTT法に規定されている、政府によるNTT株保有、外資に対する総量規制、外国人役員規制というのは、引き続き必要。外国人役員規制については、緩和ということはありませんけれども、引き続き必要と考えております。

以上、御清聴、ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社より、説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。本日、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。我が国における通信の重要性ということで、こちらは、改めていうまでもないことですが、通信は、近年ますます、我が国の国民生活ですとか産業を支える基盤となっており、経済安全保障の観点で保護の重要性は高まっております。

2ページを御覧ください。通信を取り巻くサービスに関し、経済安全保障を議論する際には、サービスレイヤーと通信インフラを分けて考える必要があると考えております。サービスレイヤーでは、安全保障に一定の配慮はしつつも、国際競争力を確保するべく、自由な事業展開を可能とし、それらを支える通信インフラについては、他国の過剰な介入から保護すべきと考えております。

3ページを御覧ください。現状、我が国の通信分野については、御承知のとおり、外為法ですとか、サイバーセキュリティ戦略等の安全保障の観点で、いろいろな法制度が整備されているところでございます。

4ページを御覧ください。直近で申し上げますと、経済安全保障の重要性の高まりを受けまして、2022年、経済安保推進法が成立しました。今年の5月から、MNOを含む主要な通信事業者において設備の導入・維持管理の委託の場合に審査が開始されるなど、政府の監督の下での保護対象となることが決定しておりまして、いわゆる重要インフラへの経済安全保障対策というものは順次整備されつつあるという認識をしております。

5ページを御覧ください。こちらから、NTTさんに対する外資規制に対して、御説明をさせていただきたいと思っております。

6ページを御覧ください。前段で御説明した通信インフラを分解させていただきますと、我が国のあらゆる通信は、旧電電公社時代に日本全国に構築された線路敷設基盤と、これを活用した光ファイバ、いわゆる「特別な資産」の上に成り立っているというのが実態でございます。つまり、「特別な資産」こそ、我が国の基幹的な通信インフラそのもの、最も

根幹でありまして、法的な保護が特に必要な部分であると考えております。

7ページを御覧ください。こちらは「特別な資産」の補足説明ですので、後ほど御覧いただければと思いますけれども、電話加入権等、国民の資産を投じて、長い期間かけて築かれた唯一無二の国民の財産であると理解しております。

8ページを御覧ください。したがいまして、我が国の基幹的な通信インフラである「特別な資産」を持つNTT様につきましては、公社由来の特殊性に起因して、外資からの経営独立性維持のため、外資の総量規制、あるいは外国人役員規制、この二つの規律が課されている状況にあると理解しております。

以降で、それぞれの必要性と、仮にこの規制がなくなった場合の懸念について、御説明したいと思います。

9ページを御覧ください。まず、総量規制に関しては、当社としては、現状の総量規制は必須であると考えております。NTTの外資比率が高まることで、この図の左に記載があるとおり、物言う株主の影響ですとか、採算性を過剰に重視する経営、あるいは多角経営、こういったことに傾くことで「特別な資産」が毀損され、我が国の通信サービスの安定提供を阻害する結果を生む懸念があると考えためです。このようなことがないように、現状、NTT法で課されている外資の総量規制と、実効性を担保する政府による株式保有義務、あるいは新株発行の際の大臣認可といった規制は維持することが必要であると考えております。

10ページを御覧ください。次に、外国人役員規制に関しては、現在、当該規制の一部を緩和する方向でNTT法の改正が行われていると理解しております。その場合、万一にも「特別な資産」が毀損されることのないように、事後に何らかの問題が生じた際には政府から迅速な是正措置を可能とするような規律というのを検討する必要があるのではないかと、弊社としては考えております。

11ページを御覧ください。9ページでも触れましたとおり、仮に「特別な資産」が譲渡等により毀損されれば、我が国の通信サービス全体の安定的な提供を阻害する結果を生むと想定されます。その場合、結果的に利用者である国民に対して、通信サービスの品質の低下ですとか、不採算エリアの撤退などのしわ寄せが行くことになり、極めて深刻な事態となり得ます。

12ページを御覧ください。こちらは、御参考ですが、外資から通信キャリアが買収を招いた事態の一例を示しております。こちらはボーダフォンの事例ですが、「特別な資産」

が外資に買収された場合は、影響範囲はこのレベルにとどまる話ではないと考えておりますので、そういう意味でも非常に重要だと、弊社としては考えております。

13ページを御覧ください。現状のNTT法ですが、NTT持株さん、NTT東西さんの3社のみを対象としているものでありまして、外資規制を今回緩和せずとも、グローバル化を見据えた事業推進というのはNTTグループ様の中で十分可能であると、弊社としては考えています。現に国際展開強化の観点でNTTデータ様などを中心とした事業体制の整備を行っているという理解をしておりますので、外資規制を緩和せずとも、グループで様々な国際競争力強化ですとか国際協調というものは可能であると、弊社としては考えております。

14ページを御覧ください。こちらからは、もう一つの論点であります、NTT様以外の事業者に対する外資規制について、御説明したいと思っております。

15ページを御覧ください。そもそも、本議論を進めるに当たって、経済の活性化と安全保障のバランスを誤ってはならないと考えています。我が国の戦略においては、2030年には対日投資目標80兆円と掲げているところでありまして、現状の外資規制を拡大するとなれば、対日投資の流れに対しては大きな足かせになるというふうに懸念しております。

16ページを御覧ください。また、我々が海外へ投資するという逆の観点に立てば、外資規制の強化が国際協定等の調整を生じさせることは必至であると考えています。その場合、国際関係のある相手国から同種の規制を招くことになり、NTTを含む国内企業の国際展開にも大きな支障になると考えております。

17ページを御覧ください。こちらは、御参考ですが、他事業様への規制追加が自由化の流れに逆行するために国際的にも困難であるということにつきまして、外務省様からコメントがあったことを再掲しているところですので、後ほど御覧いただければと思っております。

18ページから、法制度の在り方について、まとめをさせていただきます。

19ページを御覧ください。本議論におきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、事業者によるグローバル化の対応に向けた自由な海外展開と安全保障、双方を考慮した保護政策の適切なバランスの確保というのが非常に重要であると考えております。

20ページを御覧ください。現状では、通信のレイヤーに応じて必要な規制を設けてありまして、自由な事業展開と安全保障のバランスというものは確保されていると考えています。したがって、現状の法制度の形が最も合理的ではないかと考えています。

21ページを御覧ください。こちらは、前回、事務局様から御説明あったとおりですが、外為法の目的と規制内容についてはNTT法と異なることから、外為法ではNTT法で期待する効果を代替するというのは不可能であると考えています。また、右半分の図にありますとおり、外為法の強化による対応に関しても現実問題としては困難であると認識していますので、現実のNTT法による外資規制というものを維持することが明らかに合理的ではないかと、弊社としては考えています。

22ページは、まとめになります。繰り返しになりますが、国家基盤としての通信インフラは外為法と経済安全保障推進法等により保護されておりまして、法的な保護の下、安定的な通信サービスを提供できる体制に今はなっていると考えています。しかしながら、NTT様においては、「特別な資産」を持つ特殊会社ですので、他のインフラとは別格という意味合いでの保護が必要であり、この点で現行相当の外資規制の維持というものは必須であると考えています。

以上で、御説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、楽天モバイル株式会社より、説明をお願いいたします。

【楽天モバイル】 楽天モバイルの前田でございます。本日は、このような発表の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

2ページ目でございます。本日は、まず、NTT法に定められる総量規制及び外国人役員規制の前提となる、先ほどから他の2社様もおっしゃっておりますけれども、NTT様が持たれる「特別な資産」について、改めて当社の考え方をお伝えした後に、総量規制及び外国人役員規制それぞれについて、当社の考え方を述べさせていただきたいと考えております。

3ページ目でございます。先ほどからお話ありましたが、今回の議論の中で、何度も申し上げておりますが、そもそもNTT様の持つ「特別な資産」というものは、国民負担の下、競争事業者が構築し得ない規模で築き上げられた国民の財産であると、我々は考えております。MNOサービスを含めた日本のあらゆる電気通信サービスは、日本全国に張り巡らされた線路敷設基盤や光ファイバなどを集約する局舎に依存せざるを得ないということがございます。

4ページ目でございますが、前のページの「特別な資産」は、今後のBeyond 5Gなど、新しい電気通信サービスにおいても基盤であり続けると、我々は考えております。

「特別な資産」を承継されたNTT様の目的と責務についてNTT法は定めておりますけれども、NTT法第1条に定められている「適切かつ安定的な電気通信設備の提供の確保」、この目的自体は本日時点においても全く変わっていないと考えております。

5ページ目でございます。今回の論点でありますNTT法における出資規制と外国人役員規制につきましては、日本の電気通信事業者全てが依存している「特別な資産」を承継したNTT様が外国の影響力に対して経営の自主性を確保するために定められていると考えております。

6ページでございますが、外国との関係の観点におきましては、本年5月から開始される経済安全保障推進法には、我々も対象ですが、特定重要整備の届出というのがございます。この届出は、基幹インフラの安定的な提供の確保の観点から、インフラ提供の妨害手段として使用されるおそれのある設備を審査することが目的であると、承知しております。NTT東西様や、先ほど申した当社を含めたMNOも、届出・審査の対象となっております。これらの届出・審査の対象は、NTT東西様の「特別な資産」の上に設置されている各種の設備に対するものと認識しております。

7ページでございます。前のページで述べましたNTT法と経済安全保障推進法の規制・規律目的と対象についてまとめたものが、こちらでございます。日本の全ての電気通信事業の基盤となる「特別な資産」を承継されたNTT様の、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するのが、NTT法の外資規制と外国人役員規制の規律であると考えております。このNTT法の規律が土台及び基盤にあった上で、その上で機能するインフラ各社の特に重要な設備に対して、経済安全保障推進法にて、妨害行為の手段として使用されないかの審査が実施されるものと認識しております。以上を踏まえますと、これら二つの規律が果たす経済安全保障上の役割及び目的は、レイヤーが異なっているのではないかと考えております。

8ページでございますが、これ以降、総量規制及び外国人役員規制、それぞれについて、当社の考え方について述べさせていただきます。

9ページでございます。繰り返しとなり恐縮ですが、NTT様の承継された「特別な資産」は、5G時代及び今後のBeyond 5G時代においても日本の全ての事業者の電気通信サービスの提供に不可欠な基盤であり続けると、我々は認識しております。この基盤に対して外国の影響力が及ぶことというのは日本の通信の不安定性にもつながりかねず、NTT様の外国の影響力に対する経営の自主性確保は非常に重要であることから、総量規

制については引き続き維持すべきだと、我々は考えております。

10ページ目でございますが、このページでは、NTT以外の事業者への総量規制の導入について、当社の考え方を述べさせていただきます。経済安全保障推進法との比較でも述べましたとおり、総量規制はあくまでも「特別な資産」を承継されたNTT様の経営の自主性確保が目的であることから、「特別な資産」を持たない事業者に規律を導入することは過剰規制であると、我々は考えております。仮に他の事業者に規律が課された場合ですけれども、多額な設備投資が必要となる電気通信事業において、資金調達手段が限定され、新規事業者の参入及び既存事業者のサービス発展への障害になるおそれ、ひいては日本の電気通信産業の健全な発展及び国民の利便の確保を阻害するおそれがあると考えております。また、外資規制の導入は、既存株主の取引をも阻害する懸念なども想定されますので、事業者以外の影響についても極めて慎重な議論が必要だと、我々は考えております。

11ページでございます。前のページの説明でも少し触れさせていただきましたが、このページでは、他の事業者に規律が課された場合の業界全体への懸念について、述べさせていただきます。現在、我が国におきましては、自由市場において日本への直接投資を促進し、ひいては日本企業のグローバルな事業展開の促進を図っているものと認識しております。総量規制は、日本への直接投資に悪影響を与えるのみならず、相互主義の観点で相手国における日本からの投資受入れの公正性を毀損し、その結果、日本企業のグローバルな事業展開を阻害する懸念があると考えております。国際競争力確保においては海外市場における積極的な事業展開が求められておりますけれども、NTT様以外の事業者への総量規制はそれに逆行する懸念があり、当社としては、この観点からも過剰規制であると考えております。

12ページですが、こちらは参考でございますが、我が国のスタートアップにおける資金調達については、内閣府でも課題として議論されておりました。こういった状況を踏まえても、NTT以外の企業への総量規制の導入は極めて慎重に議論すべきだと考えております。

13ページでございます。NTTに対する外国人役員規制については、条件を一部緩和する法案を国会で審議中と認識しております。繰り返しになりますが、NTT様に対する外国人役員規制は、「特別な資産」を持つNTT様の外国からの影響力に対する自主性を担保することが目的と認識しております。今回の改正が仮に成立した場合においては、海外のアクティビストがNTT様の経営陣に加わることは理論上可能になると考えますけれど

も、仮にそうしたアクティビストが、不採算地域の通信を非効率であるということで廃止または売却を迫ったり、他の事業者が基盤とし得る「特別な資産」を売却あるいはNTTグループ様にとってのみ有益な活用をするなどの要求をしたりした際に、NTT法の規律が十分機能するのかどうか、継続したモニタリングが必要ではないかと、我々は考えております。

14ページでございます。このページでは、NTT以外の事業者への外国人役員規制の導入について、当社の考え方を述べさせていただきます。外国人役員規制はあくまでも「特別な資産」を承継したNTT様の自主性確保が目的であることから、「特別な資産」を持たない事業者に外国人役員規制を導入することは過剰規制であると考えております。仮にNTT様以外の企業に外国人役員規制が導入された場合、取締役会の国際性及び実効性が担保されないリスクがあり、また、先ほど申し上げたように、日本企業のグローバル展開にもマイナスに働くと考えております。

15ページ、こちらが最終ページでございます。当社としては、「特別な資産」を持つNTT様の外国からの影響力に対する自主性の確保を目的とする総量規制及び外国人役員規制は、「特別な資産」の重要性が変わらない限りは維持すべきと考えております。逆に、「特別な資産」を持たないNTT様以外の事業者に総量規制や外国人役員規制を導入することは過剰規制であり、大きな懸念があると考えております。

当社からの発表は、以上でございます。御清聴、ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、LINEヤフー株式会社様より、説明をお願いいたします。

【LINEヤフー】 LINEヤフーの妹尾でございます。このたびは、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。当社からも、簡単に御説明させていただければと思います。次のスライドをお願いいたします。

当社からは、前談なく、この4点について、簡単に御説明できればと思います。次のスライドをお願いいたします。

まず、NTTに対する総量規制についてですが、こちらについても、他の事業者さんと同様に、情報通信を取り巻く環境変化に対応した、こうした議論や制度の見直しということには賛同させていただくところでございますが、他方で、NTTの役割であったり、NTTのみが保有する「特別な資産」を考えると、総量規制を実施することについては、必

要だと考えております。

4スライド目、他方で、他の通信事業者に対する総量規制についてですが、今申し上げたとおり、NTTの資産というところが特別なものであるということを前提にしていることを考えると、他の通信事業者さんについては、同等に、同列に扱うことはできないかなと考えておまして、国際的な競争力を確保するという観点からも投資を規制すべきでないと考えております。

5スライド目、翻って、当社のようなプラットフォーム事業者についてですが、通信事業者に加えて、国境を越えてビジネスを展開することが可能であり、グローバル市場において海外事業者が圧倒的なシェアを取っているという状況を考えますと、国内外の事業者間の公平性を確保する観点であるとか、また、競争環境自体を維持するというのが肝要と考えますので、こちらについては、総量規制については不要だと考えているところでございます。

7スライド目、続いて、外国人役員規制についてでございます。こちらについても同様に、NTTに対するものについては、保有する「特別な資産」ということを前提に考えますと、一定の外国人役員規制を課すことについての合理性はあると考えております。

8スライド目、続いて、他の事業者への外国人役員規制の導入については、こちらも先ほど申し上げた総量規制と同様という部分はございますけれども、グローバル市場における競争性の維持という観点、また、取締役会自体、構成の多様性を失わせる結果となると、この規制というのは強化されるべきではないと考えております。当社においても、コーポレートガバナンスコード等に沿った形で、国籍、人種、民族等の違いにおける不利益な取扱いというのは許容しておらず、多様性の観点というのを重視しながら経営を行っているところもございますので、国籍を理由にした役員規制というのは行うべきではないと考えております。

LINEヤフー株式会社としては、以上、御説明申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。本日御出席の構成員の皆様からの御質問や御意見をいただいて、ある程度の質問をいただいたら、本日、プレゼンをいただいた皆様から回答をいただくという形で進めてまいりたいと思います。時間の制約もあり、一つ一つということになりますと効率が悪くなりますので、ある程度まとめてお答えをいただくことにしたいと思います。したがって、御質問がある場合も、例えば前の委員の方の

御質問と同様の御質問という場合は、全部繰り返さずに、前にあった質問と同様のことを私も聞きたいと言っていたら十分でございますので、そのようにお願いをいたします。

それでは、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、私から質問をさせていただきたいと思いますが、まず、NTTに対して、現在の総量規制という外資規制が御自身の事業活動上の戦略を立てるために制約になっているとお考えかどうかを、一番お伺いしたいです。先ほどのプレゼンでは、そのところがよく分かりませんでした。それから、今日、通信事業者全体についても法制度の在り方を議論されていたのですが、結局、事業活動の自由、投資の自由と、安全保障上の考慮とのバランスの問題になると思います。そのバランスとして、どの水準が適切とお考えなのか、お伺いしたい。先ほどのプレゼンの資料で申しますと、例えば、12ページに幾つかの例が載っていて、さらに、その前の11ページでは、仮に、安全保障政策上、総量規制を残すことが必要であれば、主要通信事業者全体を対象とする法律で総量規制を実現するという趣旨と思うのですけれども、ここでは総量規制を全体に実現すべきとも言われているので、事業者の立場として、どの水準の規制が適切とお考えかを、お示しいただけると大変ありがたいと思います。

それでは、続いて、渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。慶應義塾の渡井でございます。私からは2点、NTT様にお伺いしたいと思います。

1点目は、今の山本主査の御質問と同じ点でございますけれども、総量規制に関しましては、御社の経営の自主性を図るという趣旨も認められますので、メリットをもたらす要素もあると捉えることはできないかどうか、そういった捉え方は妥当かということをお伺いしたいと思います。

2点目でございます。外資規制に関して、情報の保護という視点をお示しいただきました。確かに安全保障との関係でデータが論じられるようになってきておりますが、これにつきましては、営業秘密や個人情報の保護に関する既存の法律もございまして、最近ではセキュリティ・クリアランスの導入も進められているところでございます。そこで、電気通信事業者に対する外資規制という場合には、日本の電気通信事業の適切な運営、ひいては御社の経営の自主性の確保が中心になるものと思料いたしますが、この見方についても、

妥当性について、お考えをお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、神保構成員、お願いします。

【神保構成員】 慶應大学の神保でございます。第1回目、欠席となりまして、今回、初参加となります。よろしくお願いいたします。

私の専門分野は安全保障ということで、安全保障、経済安全保障的な観点から、この議論に対して見解を述べるという役割を担っていると理解しております。

意見ですが、基本的に安全保障はジレンマの関係にありまして、つまり、規制を強化して保護を強化すれば安全になるかもしれませんが、当然、そこにおける事業の効率性とのいわゆるトレードオフの関係が生じる。その中でオプティマムの規制の在り方というものがどうあるかということを見直していくというのが非常に重要で、これにも当たるのだらうと思います。また、保護を強化すれば安全になるかというわけではなくて、実は、攻撃、リスクを受けたとしても、強靱なシステムがある、あるいは代替性があるというところがあれば、そのシステムの健全性・保全性というものが維持されるということなので、より多くの冗長性を持つということによって安全を担保する。こういったことを組み合わせて制度が構築できるということが重要だと思っているところでございます。

本日の大きな論点となっている、特に、外資規制を総量で規制すべきなのか、それとも個別審査をすべきなのかということについて、もう少し掘り下げていきたいと思っております。NTTさんのプレゼンによりますと、NTTが「特別な資産」を継承して持っているということは重要で、その重要性というものはさることながら、NTT全体の事業活動というのは非常に多岐にわたっていると。これを一律に総量で外資を規制してしまうことによって、NTTが手足を縛られている状況というものから脱却したいという論点とともに、各事業者様からは、依然として総量規制は有効であり、これが取り外されれば、いわゆるスタートラインが全く違うところでの競争になってしまうというのが主な論点だったと思っております。ただ、いわゆる「特別な資産」としての基盤インフラの保護をするという目的に対して、本当に総量規制が有効な手段であろうかということについての論点の掘り下げというのは大変重要なポイントで、これこそ過剰規制なのではないかという論点に対して、そうではないという反論がもしあれば、各社のほうからお聞きしたいと思っておりますし、そして、ソフトバンクさんから、21ページで、現在の外為法の規制ではNTT法で期待する効果

を代替できないという説明がありました。これも、いわゆる日本版CFIUSのように外資をしっかりと個別に審査し、その管理をしていくという制度の強化によって、なぜ代替できないとおっしゃるのかということについても、ぜひ私も理解を深めたいと思っています。

最後は、外資といってもいろいろとあるということです。一律に外資を総量で規制するという当てはめ方がいいのか。あるいは、ホワイト国、懸念国みたいなものを個別に定めた上で外資というものを捉えるという考え方がなぜ取れないのか。この辺りについても、もし御意見のある方がいらっしゃったら、教えていただければと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、根本構成員から伺って一旦まとめようかと思えます。根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ありがとうございます。今の構成員の御発言と重複するんですけど、私もその総量規制でなくてはいけない、個別規制ではどうしてもできない分野が何かということをもう少し深く知りたいと思えます。NTT以外の事業者の方々には、今、個別規制、あるいは外為法と経済安全保障推進法、この2つで規制をされているということにおいて、何か御懸念点を感じることはあるのか。御自分の事業について、何か外資の不適切な影響を受ける懸念があるのかどうかを伺いたいと思えます。

あと、先ほどの構成員からも御発言がありました。NTTさんのほうで、少し不自由を感じていらっしゃるということについて、何か他の事業者さんでは、投資における資金調達の柔軟性が阻害されるというのがあったのですが、本当にその外資の資金を導入するような必要性というものはあるのか、少しその辺りも伺えればと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。田島構成員から、今の御質問に関連する御指摘をいただいていますので、田島構成員から御発言をお願いできますでしょうか。

【田島構成員】 手短かに申し上げさせていただきたいと存じます。

NTTさんに対しての質問になりますが、NTT法の総量規制による実際の支障の回避手法に関して、例えば典型的には無議決権株式という選択肢もあり得ると思いました。支配目的でない投資という手法について、その必要性、それによる対応ということを検討されているのか、検討されたことがあるのかをお尋ねします。

それから2つ目が、外為法による規制強化の観点。確かに外為法、いろいろ変えていかなければいけないというところが前提にはなるのだらうと思えますが、現時点では、例え

ば外為法27条10項の対内直接投資等の内容変更中止命令が、勧告を受けて、その後10日以内の応諾通知をするかしないか、これを踏まえてのものということになってくるので、加害目的で投資をするような、イレギュラーなケースがもし起こるのであるならばとなりますけれども、緊急性の点で対処に限界があるようにも思われます。そういったところまでフォローするような仕組みを、何かお考えになっておられるのかどうか、お尋ねいたします。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、NTT様からお願いできますでしょうか。

【NTT】 NTT、服部でございます。御質問いただいた件、順を追ってお答えしていきますが、大分多岐にわたっておりましたので、漏れ等ありましたら、改めて御指摘いただければと思います。

まず冒頭の御質問として、現行の総量規制のデメリットとしてどんなことが想定されているのかということがあったかと思えます。現行の総量規制の下では、規制である3分の1を超えて外国人の株主の方が当社株式を持った場合には議決権が行使できないような状況が生じるということございまして、潜在的には、そのような閾値を超えて外国人投資家の方が投資をした場合には株主間の不公平が生じかねない状況と捉えておりまして、この状況自体がデメリットと考えております。

実際には私どもの株主構成を見ますと、外国人株主の比率は今、規制されている閾値の下に位置しているわけですが、こういった規制があることは世の中に広く知られていることございまして、規制があるということもあって現在の株主保有比率にとどまっているという側面もあるかなと考えています。

そういった形で外国人投資家の方が実際には閾値を超えて投資してこないものですから、実際こういった投資機会が損なわれたとか、どれぐらいの機会損失があるかというのを私どもが量的にお示しするのは難しい状況ですが、そういった潜在的な不公平が生じ得る状況自体が投資としての魅力を削いでいるということがございますので、それはデメリットとして私どもは捉えております。

2点目の御質問として、それでは、妥当な外資規制の在り方として、どのような水準が妥当と考えているのかということで、総量規制の量的な水準の御質問だったとは思いますが、弊社のスライド11でお示したとおり、私どもとしては通信業界、通信事業者に対

する外資規制としては、総量規制自体を何%にするかというよりも、総量規制を排した上で、個別の投資審査強化によって対処するのが適切だと考えております。

このような考え方ですので、逆に総量規制が維持されることを前提に何%が適切かというようなことは、私どもとしても、これ以上具体的には考えておりませんので、ちょっとお答えについては御容赦いただければと思います。

先ほど神保構成員からも御指摘もあつたとおり、総量規制ですと、外国人投資家については、むしろ積極的にお迎えすべき投資家の方も含めて排除してしまうという側面もございますので、むしろ総量というよりも、個々の投資主体ですとか、その目的に照らして個別に審査するのが妥当と考えております。

また、そのようなアプローチで、NTTだけに総量規制なり審査をするというのではなくて、冒頭に私どものプレゼンでも申し上げたとおり、通信事業の実態ですとか現在の各サービスの普及率等、現在の直近の状況をもう一度御覧いただいて、業界全体をどう守っていくかという観点で水準及び審査の在り方を検討いただくのが適切だと考えております。

3点目です。総量規制についても何かメリットがある、現在、総量規制を受けていて、外国人投資家からの投資が限定されることで私どもにとってもメリットがあるのかという御質問だと思いますが、こちらについても翻って言うと、これ以上外資からの投資が増えていったときに、デメリットが想定されて、そこから守られているという認識がどれだけ私どもにあるかという御質問だと思いますが、こちらに関しては、現在、私どもにも外国人投資家の方がおられまして、IR等で投資家の皆さんとも触れ合っておりますけれども、そうした皆さんから、これ以上の投資を受けることでリスクが高いと感じているというようなことは現状ございません。

ただ、これもケース・バイ・ケースかと思っております、この外国からの投資の総量が問題というよりは、どのような投資家の方からの投資かということのほうが、リスクを左右する問題かなと考えております。このような認識が、先ほど結論としては、個別審査が妥当であろうと考える理由でもございます。

あとは経営の自主性と外資規制のバランス、経営の自主性を尊重する一方で、外資規制を導入するというので、どのようなバランスを取っておくべきかという御質問があつたかと思いますが、私どもとしても、経営の自主性を高めていくことは今後必要だと考えています。そういう意味では、外国からの投資を一律に規制する総量規制は極力緩和して自主性を高めていただくべきだと考えておりまして、外資規制に関しては総量というよりも、

この経営の自主性を一方で配慮した上でも避けるべき投資に限って規制すべきだと思いませんので、個別の投資審査によって御検討いただくのが妥当であり、そのほうが、一律の総量でバランスを取るのとはなかなか難しいと考えております。

あと、外資規制を個別審査で実施した場合に緊急性の観点で限界があるというような御指摘があったかと思えます。これについてですが、これは外資規制によってどのようなリスクに対応していくかということによってくると思えます。

今回、他事業者の皆様からも御指摘があったような特別な資産を守っていくという観点だとすると、海外からの投資家の皆さんが株式を取得して、今の例に挙げていたような10日以内とか、非常に高い緊急度をもって一株主が、その特別資産に影響のあるような判断を実行するというのは、現実的には考えにくいように思います。実際には、株主として株を取得した後、役員を派遣するとか、あるいはその役員が実際の議案、意思決定を促していくというような段階的な形で影響力を行使してくるということを考えると、今御懸念いただいているような緊急度の問題を越えて、非常に迅速な形で具体的な悪影響が顕在化するということは起こりにくいのかなと考えます。

なので、このような規制で株式取得を事前に防ぐ、あるいは数日以内というような速度で対応することは難しいということはあるとは思いますが、その10日ですとか、審査後の応諾というコミュニケーションの中で避けていくことができるのであれば、今想定されているようなリスクについては対処可能ではないかなと考えています。

【山本主査】 ありがとうございます。神保構成員、根本構成員から、他の事業者の方に対して、特別な資産を保護するというのは分かるが、それを総量規制で守らなくてはいけないのか、総量規制が過剰規制に当たらないのかという御質問があったかと思えます。先ほどはソフトバンク様の名前が出てきたのですが、その点はいかがでしょうか。あるいは、他の事業者の方でも結構ですが、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。弊社の21ページのスライドの件だと思います。まず現状の外為法の仕組みに関して言うと、少なくとも不十分だと思っていますというのが1つ。実際その中止命令などが出たのも非常にまれだと聞いていますし、先ほど緊急性の観点でもコメントがありましたとおりで、現状の外為法の枠組みで総量規制に代替するというのは非常に困難である。一方、これを強化することによって代替できないのかということに関しては、理論上、絶対できないということを今申し上げるつもりはございません。

ただ一方で、やはり先ほどから申し上げているように、国際交渉ですとかそういった観点で、非常にハードルが高いというか、ここだけ日本が外為法を強化していくということに関しては、なかなか投資家離れみたいな問題もありますし、国際協定との海外との調整という意味でもハードルが高いと認識していますので、それであれば、別に今の規律を変える必要はないということで、現状維持がいいのではないかという話をさせていただいたつもりでございます。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。あるいは、他の事業者の方から何かございませうでしょうか。よろしいですか。

【KDDI】 KDDIです。ソフトバンクさんの意見にほぼ近いのですけれども、我々も同じように考えておりました、海外からの投資促進あるいは日本からの投資ということで考えたときに、相互性を確保する上で、外為法規制強化となると、海外との交渉ということがありますので、実現性の観点でどうなのかなということ。

それから、ソフトバンクさんがおっしゃったのに加えて、事業活動の自由と安全保障のバランスというところを考えたときに、やはり一般的には全ての事業者の経済活動の自由というのは確保すべきだと。これはNTTさんも本来そうだと思いますが、とはいえ、先ほど来各社さんから、あるいは弊社からも御説明したとおり、NTTさんについては、特別な資産というものがあるので、やむを得ず、安全保障の観点でどうしても要ると考えています。外為法のような一般法では、全部の事業者、一緒にかかってしまいますけれども、NTTさんにだけは、それをかけざるを得ないという状況かと思っていますので、今のNTT法を維持するのが合理的だし現実的と考えております。

以上です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、質問、御意見を続けたいと思いますが、まず手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 どうもありがとうございます。今、もう質問に対しての幾つか御回答がある中で、若干繰り返しになるかもしれませんが、一番ポイントである特別な資産について、かなり各社さんが重要視し、国民の負担とか国民の財産、これに対して的確にしていくには、やはり総量規制の概念、それでNTT法につながっているのかなと私なりに理解したんですけども、これを外為法では全くできないのかどうか。やはり経済とのバランスで自由度を、今後、我が国の産業、通信の産業をより強化していくという意味では、

なるべくその規制というものをなくした中で自由に経営をしていくということは非常に大事なポイントだと思っています。それに対して、経済安全保障の視点から見ますと、経済合理性とはまた違う側面で、この相矛盾するといえますか、このバランスをどう取るかというところが一番悩ましいところだと思っています。

そこで御質問ですが、NTTさんの説明ですと、総量規制の論点についてあまり具体的にお話がなかったようにも思いますので、やはり総量規制のところは、もし外為法にするとするならば、どういう形で、そのNTT法の部分をカバーするのかという、その辺のお考えを聞きたい。それと、他社の皆さんは、特別な資産というものは、やはりNTTさんがほとんどお持ちだと。ある意味、その上に、乗っかってビジネス、事業をしているという側面があるので、やはりそこは特別だということですが、何らかの方法で、その切り分けを、事業形態そのものも含めて今後議論していく必要があるのかどうか、各社さんのお考え等を聞きたいと思います。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、相田構成員、お願いします。

【相田構成員】 相田でございます。私も個別審査について少し伺いたいのですが、12ページの例などを見ると、やはり新規株取得のときの審査と見えるのですが、それ以外に、ホワイトだと思っていた株主のオーナーが替わってブラックに変わるというようなときにも審査というのは発動可能なのかどうか。これは、私がこの分野に暗いものですから、NTTさん以外でも、お分かりの方があれば教えていただきたいということで質問させていただきました。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

先ほど来、個別審査がどれくらい実効性を持つかと、それを強化することが現実にどれくらい可能かが議論になっております。これは国際関係等にも関わってきますので、財務省様からも御発言の機会をいただければということです。財務省様から御発言いただけますでしょうか。

【財務省】 発言の機会を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。財務省国際局の大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

関連する論点がいろいろ出ましたので、全てにお答えできるかどうかということはありませんが、NTTさんの資料12ページ目のスライドに関して、それに沿って当方の持って

いる制度の事実関係ですとか、多少の考えというものをお伝えさせていただければと思います。その中で、いただいた質問にもお答えさせていただければと考えております。

このスライドにございます事前届出免除制度の撤廃、コア of コアの創設といったことが書いてあるんですけれども、要するにNTT法の総量規制がなくなったときに外為法でどのように代替するかという一案をNTTさんとしてお書きになっていらっしゃるということだと理解しております。

外為法、やや難解な制度でございまして、この事前届出ですとか免除ということをごく簡単に御説明いたしますと、現在、外為法に基づく投資規制におきましては、外国投資家に対して原則、事前の届出を義務づけております。ただ例外的に、一定の業種の1%から10%の議決権取得について、ほかにもいろいろ条件があるんですが、これらについては事前届出を免除している部分というのがございまして、この部分を事前届出の免除制度と、このスライドでは呼んでいらっしゃるんだと思います。

これを撤廃することによって、すべからく1%以上の投資、対内直接投資について外為法上の個別審査を実施すれば、より外為法が強くなるので、NTT法がなくても大丈夫なのではないかという御提案であると考えます。

私ども、これに関しては、外為法を持っている制度所管官庁として、事前届出免除制度の撤廃、ここで御指摘いただいているものの御提案は、ちょっと実現が難しいと考えております。いろいろな点がございしますが、ここでは3点に限って御説明したいと思います。

1点目ですが、他の各社さんからもございましたように、我が国の株式市場へのインパクトが極めて大きいということでございます。この免除制度を利用している者というのはたくさんいらっしゃいまして、例えばSWFなどの大口の国際的な優良投資家が、この制度を利用して日本株に投資を行われています。この制度をいきなりなくしてしまいますと、1%以上の日本株を取得すると、その都度都度、投資審査が必要となりまして、私ども届出頂いて最速の審査を心がけておりますけれども、最大で1か月の時間がかかります。機動的な売買という意味では非常に難しい状況になりますし、30日後の株価で売買してくれと外国人投資家に言うのと同じことですので、こうした規制を導入すると、かなり売買がしづらくなるという側面があるかと思えます。

一つ指摘させていただきたいんですけれども、NTTさんのほうから、総量規制は日本として積極的に受け入れるべき投資も含めて制限してしまう仕組みであると。NTTに対するマーケットから見た魅力が毀損されるので、個別審査強化に移行すべきであるという

お話であったんですけれども、ここは少し注意していただきたいんですが、個別審査も、当然これを強化すれば、これ自体が規制でございますので、個別審査を強化すれば当然に株式市場や個社の株式売買に影響する可能性があると考えております。

したがって、要するに、1%以上であれば、すべからく個別審査にかかりなさいというような個別の審査の強化を行う対象が、NTTさんだけでなく、通信各社さん、あるいは基幹インフラ業者さんみたいな形で広がっていけばいくほど、マーケットに対するインパクトは大きくなると考えられますし、それぞれの個社さんの株価への影響というのは、私ども大変心配しております。

そういった状況になりますと、当然、外国人投資家が日本の株式市場を敬遠してまいりますし、総理をはじめとして日本政府として熱心に対日投資促進、呼びかけられていると承知しておりますので、足元、外国人投資家が日本株を買い越していることなどもあって、株式市場、非常に好調であるということも加えると、冷や水を浴びせることにならないのかということ制度所管官庁としては大変心配しております。

2点目は、幾つか御指摘いただいた国際約束との関係でございます。各種国際協定等において様々な安全保障例外があると承知しております。その内容は様々ございまして、本当に広い例外もあれば極めて狭い例外もあるということで、例えばこの御提案のような、少し強い規制強化でございますが、これを一方的に我が国が行うと問題にならないかということは心配しております。

最後に、居住性と国籍の問題があります。外為法が総量規制に代替できないのかという御質問、幾つか構成員の方々からいただいておりますが、外為法は居住性と非居住性に着眼して外国投資家を判別いたします法律でございます。

例えば外為法におきましては、我が国に居住する個人は、たとえ外国籍であっても規制の対象外となります。他方、NTT法の総量規制は国籍に基づいて規制が設けられているものと理解しておりますので、こういった観点からも、NTT法の代替を外為法で完全にできるのかという点については、少し自信がないというような状況でございます。

以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、NTT様と、それから他の事業者様に御発言をいただければと思いますが、まずNTT様、いかがでしょうか。先ほどと同様ということであれば、それでも結構ですけれども、よろしいでしょうか。

相田構成員と、それから手塚構成員から御発言がございまして、手塚構成員からはNT

T様に対しても御質問があったかと思えますけれども、先ほどのお答えで尽きているというのであれば、それで結構です。よろしいでしょうか。

【NTT】 あえて重ねて申し上げることがあるとすると、経済安全保障の観点で、今御指摘いただいたような副作用のバランスは考える必要があるんだとは思いますが、今のNTTのみに総量規制が課されている状況というのは、2000年以前のかかり前の市場環境ですとか、通信の利用の仕方を前提とした当時の御判断だったかと思えます。

その後、各社のサービスの普及率も変わりましたし、通信の利用方法も大きく変わってきました。また経済安全保障でも、どういうリスクに対応していくのかということについては、サイバーアタックも含めて、新たなリスクが非常に懸念されているという中で、変化が難しいから25年前に決めたことをこのまま守るとするのは必ずしも適切でないように私どもは考えております。なので、もう一度、現状を鑑みて、通信市場全体にどのような規制が必要か、今の経済安全保障の在り方としてどういう在り方がいいのかを考えた上で、その上で実行手段については逐一、こんな方法はどうか、あんな方法はどうかと考えると、それぞれ難しさが出てくる。それぞれの制度に関する専門性という意味では、私どももそれぞれの制度の専門家ではありませんので、拙い理解の中で御提案申し上げます。まずはどうあるべきかを考えていただいて、実現方法は個々の外為法、事業法、経済安全保障推進法、様々な方法を選択肢にして御検討いただくのがよろしいかと思えます。

【山本主査】 ありがとうございます。今御発言のありましたように、どのような方向を目指すべきかという議論が必要ですが、ただ他方で、この問題は国際関係に関わってきますから、ここで目指すべき方向を言っても、それにおよそ実現可能性がないということになると、今どうするのかという問いに対して答えたことになりません。それで先ほど財務省さんからも御発言をいただいたということでした、その点は御理解をいただければと思います。この問題に関しては、やはり両にらみでいかないと、現実の議論にならないという気がしておりますので、今後とも、いろいろ御意見をいただければと思います。

【NTT】 ありがとうございます。

【山本主査】 それでは、他の事業者様からいかがでしょうか。先ほど既に御意見、御発言をいただいた点もごさいますけれども、先ほど相田構成員と手塚構成員からの御発言がございましたので、それを受けて、さらに補足することがございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【NTT】 NTTですけれども、もう1点だけよろしいでしょうか。

【山本主査】 どうぞ。

【N T T】 先ほどの点について、御指摘いただいたとおり、現実性を含めて考えるべきだというのはおっしゃるとおりでございます。実現可能な制度は検討すべきだと思いますけれども、その実現可能を高める上で一つ考えておくべきだなと、今御説明をお聞きして思ったんですけれども、N T Tのみ総量規制をかけているという現状を踏まえて、どうしても代替案を考えると、総量規制を代替していくにはどうしたらいいか、他の制度で代替しようとする、どうしても差分が出てしまうということをお懸念されているというのはよく分かりました。一方で、完全に総量規制と個別審査というのは制度が違うものですので、完全代替は難しいことは私どもも理解できるんですけれども、必ずしも完全に全く同じような効果を期待できなくても、経済安全保障の観点で現在懸念されているリスクに対処できれば足りるものだと考えておりますので、必ずしもその総量規制を完全に代替するというにこだわることなく、必要なリスクについて対処可能なのか、どこまでのリスクを避けていくべきかという観点で御検討いただければと考えております。

以上です。ありがとうございました。

【山本主査】 もちろんそのような観点で御議論をいただいております。そもそも総量規制が必要かというところから議論して、今日もいろいろその点について御意見を伺っています。

【N T T】 ありがとうございます。

【山本主査】 ほかにいかがでしょうか。

根本構成員、お願いします。

【根本構成員】 ソフトバンクさん、あるいは他の事業者さんに伺いたかったのですが、現状の規制の個別規制で、経済安全保障上重要、十分かについて少し伺いたいです。先ほどから議論の中でも、事業環境が大きく変わっていて、基幹設備だけでなくモバイル事業の設備とか、そこで運んでいる情報等々も国の安全保障上すごい重要だということなんですけれど、事業者さんとしても当然そういうリスクというのは考えられていらっしゃると思うのですが、現在の個別審査で、そういう懸念のある投資というのは排除されていると思われるのか、その辺を伺えればと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。N T T以外の事業者様が今の質問の対象かと思いますが、いかがでしょうか。要するに現在の外為法による規制によって安全保障上のリスクが十分排除されているかという御質問だったかと思いますが、事業者としてお考えに

なることがもしあれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。当然、外為法だけではなくて、御説明の中でもお話しさせていただいたんですけれども、経済安全保障の関係では、いろいろな法律や制度が今、立てつき始めておりました、重要インフラの審査、あるいは今後、多分議論されると思いますけれども、セキュリティ・クリアランス制度ですとか、いろいろ海外からのアクティブ・サイバー・ディフェンスとか、そういったことが総合的な観点で、セキュリティあるいは経済安全保障ということを確認していくということで、トータルで機能していくという認識ですので、今、政策的にオンゴーイングで議論されていることも含めて、そこは保たれるのではないかと弊社としては考えております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。よろしいですか、根本構成員。

【根本構成員】 ありがとうございました。

【山本主査】 ほかにございますでしょうか。構成員の方から、さらに御質問、あるいは御意見でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、渡井構成員、お願いします。

【渡井主査代理】 ありがとうございます。渡井でございます。ただいま出ておりました外為法の個別規制について一言申し上げたいと思います。

外為法の外資規制については、NTT法の保護法益がそれによってカバーできるかどうかということが問題であると思います。NTT法の制定時においては、外為規制の根拠は、電気通信が基幹インフラであるということにあったと思います。もちろん安全保障の概念は広がっておりますので、今日NTT様からお示しいただいたデータの問題などもあると思いますけれども、やはり電気通信事業の適切な運営ということについては、今もその重要性は失われていないと思います。

その点からしますと、先ほど財務省の御担当からも御説明があったとおり、外為法の審査は、国籍に注目したものではなく居住要件によっているという点もありますし、それに加えて、やはり外為法の審査は、安全保障についての審査ではありますけれども、今申し上げましたNTT法の保護法益である電気通信事業の適切な運営という点が、必ずしも明確に考慮要素となっているわけではありません。そこで、外為法がNTT法に代わることができるかどうかという点では、そういった外為法の審査の考慮要素の点も含めて考える必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【山本主査】 ありがとうございます。そのほかに御意見等ございますでしょうか。

先ほど、例えば外為法の運用上、ホワイト国等の制度を使う可能性もあるのではないかと、外為法について、後で株式の買収がされる場合どうなるのかといった御質問もありましたが、この点はいかがでしょう。財務省様、あるいは先ほど来の御議論も含めて外務省様に伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

【財務省】 ありがとうございます。財務省国際局でございます。今いただいた質問2点ありまして、まずホワイト国であるとか懸念国であるとかいった分類を運用上か制度上か、そういった仕分で外為法上、区別して審査できないかといったような御趣旨かと思えます。端的に申しますと、難しいと現時点では考えております。外為法1条に法目的が書いてございますが、基本的に国際的な取引は自由に行うと。規制は最小限度で加えて国の安全を担保するのであるという思想がございます。また、国際協定、多数の国と、また多国間で結んでおりますけれども、特定の国を差別して、差別的扱いをして外為法を運用するというのは、そういった関係からも、少し難しいと考えてございます。

2点目ですが、外為法上、一旦審査を通った後に経営陣が替わったりした場合はどうかといった御質問については、役員の選任などに関しましても、私どもの制度は事前届出を求めることになってございますので、その点はチェックできると御理解をいただければと思います。

以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。何か外務省様のほうから補足あるいは追加のコメントがもしあれば、いただければと思いますが、よろしいですか。

【外務省】 外務省でございます。投資政策室の荻原と申します。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

あまり私どものほうから追加的に補足で申し上げることはございませんけれども、先ほど来言及いただいておりますとおり、国際約束との関係では、一般論として自由化を約束しているものにつき、規制強化の方向に進む場合には、今行っている留保の範囲内で制度設計をしていくか、安全保障例外や一般例外といった例外規定で、それらの国際約束との整合性を確保することが必要になってきますので、その点は御留意をいただければと考えております。

また、御質問いただきました外為法の在り方との関係ですと、具体的な内容が決まって

こないとなかなか申し上げづらいところがありまして、我々やはりケース・バイ・ケースで判断する必要があると考えておりますので、併せてその点も御留意いただければと考えております。よろしくお願いたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は非常に多角的に御意見をいただいて、有益な議論ができたのではないかと思います。

先ほど来議論がございますように、結局、事業活動の自主性や投資の自由と、安全保障上の観点とのバランスをどのように取っていくかということがあり、現在のNTT法上の総量規制において何が保護されているのかという問題があり、それを保護するために総量規制が必要なのか有効なのかという問題があり、その上で、仮に外為法上の個別審査を強化する方向で議論する場合には、先ほども申しましたけれども、国際問題になりますので、現実にそれが可能かも考えなくてはいけないということがあります。

それから、NTT法と外為法が出てきておりますけれども、経済安全保障に関して最近いろいろな規律が入りつつありますので、そういった規律との関係がございます。それから通信の秘密という論点が、プレゼンの中にも出てまいりましたが、通信の秘密を保護するという点で申しますと、様々な、他の法規制がございますので、そういったものとの関係も整理する必要があろうかと思えます。

今後さらに議論を深めていければと考えております。

それでは、特に本日プレゼンをいただきました事業者の皆様におかれましては、大変熱心に準備をいただき、また、お考えを表明いただきまして、どうもありがとうございました。

構成員の皆様におかれましては、今日いろいろな議論が出てまいりましたので、さらに追加の御意見がありましたら、別途事務局宛てにメールでいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは最後に、事務局より今後の予定について御説明をお願いいたします。

【事務局（小杉）】 事務局でございます。

次回会合の日時、議題等につきましては、現在調整中ですので、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いたします。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。

以上